

那珂市部活動 地域移行推進計画

令和6年12月
那珂市教育委員会

目次

はじめに	1
1 総論	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	3
(3) 計画の位置づけ	4
2 本市の現状と課題	5
(1) 生徒数	5
(2) 部活動数	5
(3) 部活動加入率	6
(4) 活動の状況	6
(5) 教職員の時間外在校等時間の状況	6
(6) アンケートによる現状調査	7
小学生の回答	7
中学生の回答	8
教職員の回答	10
アンケートの考察	11
3 本市の地域移行について	12
(1) 基本的な考え方	12
(2) 取組の方向性	12
(3) 推進体制	12
4 地域クラブの活動指針	13
(1) 対象者	13
(2) 実施主体	13
(3) 地域クラブの認定	13
(4) 指導者	15
(5) 適切な休養日等の設定	15
(6) 活動場所	15
(7) 用具・備品等	15
(8) 活動時の健康管理等	15
(9) 保護者負担	16
(10) 保険の加入	16
(11) 大会・コンクール等への参加	16
5 移行スケジュール	17
■資料編	19
令和6年度那珂市部活動地域移行アンケート調査結果	19
那珂市部活動の運営方針（令和6年3月改訂版）	28

はじめに

学校の部活動は、スポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じて責任感や連帯感を養うなど、教育課程外としつつも学校教育の一環として実施されてきました。

教職員にとっても、教室とは異なる活動での交流・触れ合いを通じ、子どもとの信頼関係が構築されるなど学びの機会となり、指導力の向上にも寄与しています。

一方、部活動の運営は、教職員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因の一つであることや指導経験がない教職員への負担となるなどの課題となっています。

また、近年の少子化の影響による部員数の減少により、これまでと同様の形で部活動を継続していくことが困難な状況となってきています。

このような状況の中、国では「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ休日の活動について地域への移行を進めることとしています。

本市においては、将来にわたり子どもたちが継続して、様々なスポーツや文化芸術活動を楽しめる環境づくりを目指し、段階的に推進していきます。

1 総論

(1) 国の動向

学校部活動については、中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含め、学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されており、スポーツ庁や文化庁から部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域移行に向けた方向性が示されてきました。

<これまでの地域移行に係る経緯（通知・提言等）>

発出	概 要
スポーツ庁・文化庁 [H30]	【運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン】 ・適切な休養日等の設定 ・生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 ・学校と地域が協働、融合した形での地域におけるスポーツ・芸術文化等の活動のための環境の整備
中央教育審議会答申 [H31]	【新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について】 ・学校教育を維持向上させ、持続可能なものにするには働き方改革が急務 ・部活動は必ずしも教職員が担う業務ではない ・将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことを積極的に推進
衆議院・参議院 [R 元]	【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議】 ・部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討、早期実現
スポーツ庁 [R2]	【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について】 ・令和5年度以降休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。
検討会議 ※1 [R4]	【運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言】 ・令和7年度末までの休日の部活動の地域移行を目指す ・地域におけるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保、充実 ・地域のスポーツ・文化団体と学校との連携・協働の推進

スポーツ庁・文化庁 [R4]	【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン】 ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図る。 ・学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備 ・休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行の推進
-------------------	--

※1:運動部活動の地域移行に関する検討会議、文化部活動の地域移行に関する検討会議

(2) 県の動向

平成30年、国が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を通知し、地域との連携を含む学校部活動の見直しに言及したことを受け、茨城県でも部活動改革をスタートさせました。

令和4年2月には、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議」が設置されました。有識者会議から出された「地域移行を目指して」との副題が付された提言や国のガイドラインを踏まえ、地域移行についての検討が進められてきました。

<これまでの地域移行に係る経緯（通知・提言等）>

発出	概 要
茨城県教育委員会 [R 元]	【茨城県部活動の運営方針】 ・適切な休養日等の設定 ・茨城県独自の取組として、朝の活動の原則禁止 ・学校単位で参加する大会等の見直し
有識者会議 ※2 [R4]	【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～】 ・「茨城県部活動の運営方針」に定められた活動時間等の遵守 ・生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動ができる環境として地域移行を推進 ・学校の働き方改革を徹底し、教職員が本務に専念できる環境の確立
茨城県教育委員会 [R5]	【茨城県地域クラブ活動ガイドライン】 ・地域の子供たちを地域で育てることができる体制を社会総がかりで整備し支援 ・少年団をはじめ地域の活動単位を基盤としながら、可能

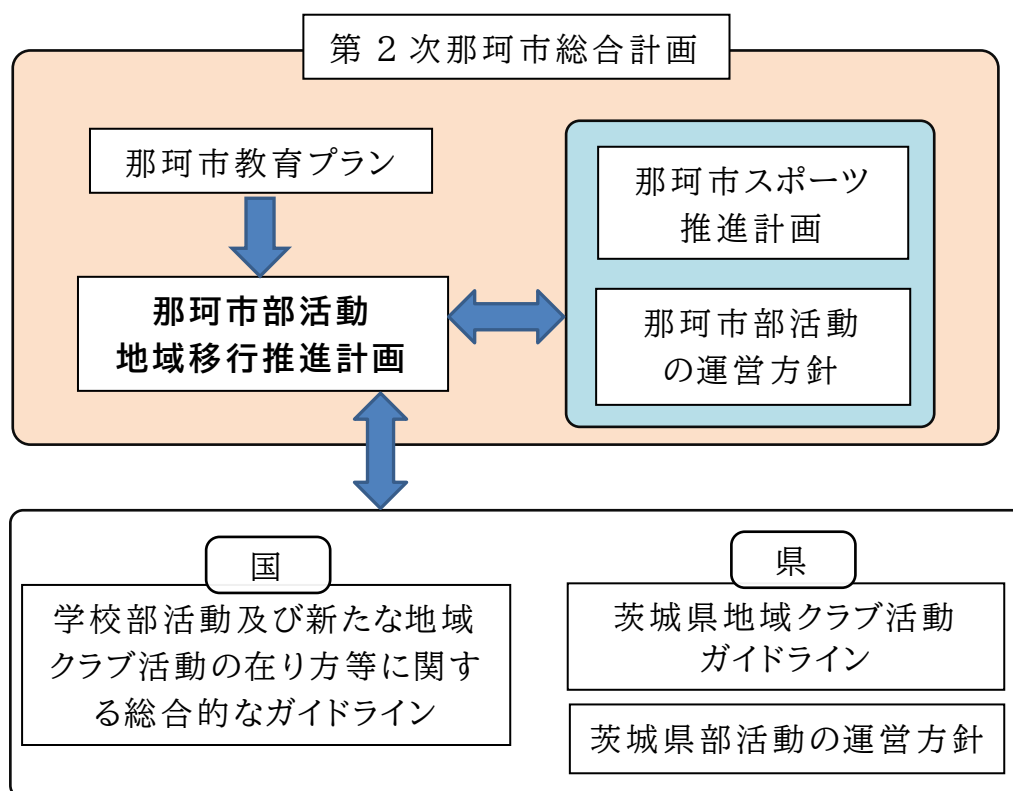
	な限り多様なスポーツ・文化芸術活動環境を一体的に整備 ・子どもたちが個々の多様なニーズ・志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境の実現
--	---

※2:学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議

(3) 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や県が策定した「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」を参考に、スポーツ・文化芸術活動を通した生徒の健全育成の観点から、中学校を対象とする学校部活動の地域移行推進の基本とするものです。

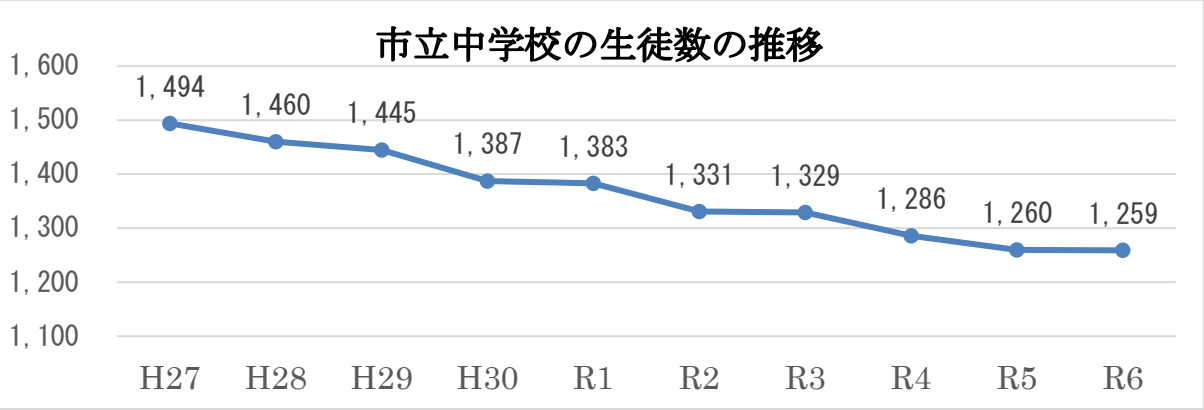
また、第2次那珂市総合計画や関連計画等との整合性を図りながら、本市の実情に応じ、段階的な地域移行の方針として本計画を策定するものです。



2 本市の現状と課題

(1) 生徒数

市内の中学校5校の生徒数は、令和6年5月1日現在で1,259人となっており、10年前の平成27年の1,494人から235人減少(減少率15.7%)しています。生徒数の減少により、団体競技の部活動が成り立たないことや、限られた部活動しか維持できないなどの課題が生じています。



(2) 部活動数

令和6年度の市内中学校の部活動数は、運動部42部、文化部8部、合わせて50部となっており、10年前の平成27年の運動部46部、文化部8部、合わせて54部あったものが、廃部や休部により4部減少しています。

現在でも野球とサッカーについては他校と合同で大会へ出場したり、吹奏楽においても合同でコンクールへ出場したりするなど、単独では活動の維持が困難であり、さらに、総合体育大会終了後は休部となる部活動や、拠点校方式として他校の生徒を受け入れる部活動もでてきています。

また、部活動を理由に学区外へ通う生徒や、自分が希望しない部活動へ入部するなど、各校における部活動の選択肢が減っています。

		平成27年度					令和6年度				
		第一中	第二中	第三中	第四中	瓜連中	第一中	第二中	第三中	第四中	瓜連中
運動部	野球	◎	○	◎	○	◎	◎		◎	○	◎
	サッカー	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎
	男子バスケットボール	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	女子バスケットボール	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	男子ソフトテニス	○	○	○	○		○	○	○	○	
	女子ソフトテニス	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	バレーボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	男子卓球	○			○	○	○			○	○
	女子卓球	○		○	○		○		○	○	
	剣道	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
	柔道	◎			◎		◎			◎	
	吹奏楽	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
文化部	美術	◎		◎	◎		◎		◎	◎	
		運動部46部、文化部8部					運動部42部、文化部8部				

◎：男女共通 ○：男女別

(3) 部活動加入率

令和6年度の部活動加入率は、全体では 90.0%となっています。NHKが令和4年に行った調査(中学生・高校生の生活と意識調査 2022)での全国の中学生の加入率は 81.2%であり、年々加入率が下がる傾向を考慮しても高い割合となっています。学年別では9年生が一番高く、学年が下がるごとにやや下がってきている傾向が見られます。

		生徒の人数(人)		加入生徒数(人)		加入率	
9年生		420		388		92.4%	
男子	女子	218	202	204	184	93.6%	91.1%
8年生		411		371		90.3%	
男子	女子	209	202	191	180	91.4%	89.1%
7年生		410		358		87.3%	
男子	女子	200	210	162	196	81.0%	93.3%
全学年		1,241		1,117		90.0%	
男子	女子	627	614	557	560	88.8%	91.2%

(4) 活動の状況

部員となる生徒や指導者の適切な休養を確保するため、活動時間や休養日の設定については、「那珂市部活動の運営方針」で次のように示されています。

<活動時間の上限の遵守>

○ 1日当たり・1週間当たりの上限（練習試合や大会等の当日を除く。）

1日当たり		1週間計
平日	休日	
2時間	3時間	11時間

<休養日の設定>

○ 週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基本とする。

平日	休日(土・日)	週計
1日以上	1日以上	2日以上

本市の中学校では、運営方針で示されている範囲で、一部の文化部を除いた多くの部活動が休日も活動しており、多くの教職員が休日の指導に携わっている状況です。

(5) 教職員の時間外在校等時間の状況

教職員の月当たりの時間外在校等時間を見ると、小学校より中学校の方が多くなっており、休日の部活動の対応が要因の一つとして考えられます。

また、競技の経験や知識がなく、専門的な指導が困難な教職員が指導をしている部活動があることも教職員の負担感につながっています。

(6) アンケートによる現状調査

本市における部活動の地域移行を進める上での参考とするため、児童、生徒、教職員を対象に令和6年5月にアンケートを実施し、現状やニーズを調査しました。

対 象	回答数(人)	対象人数(人)	回収率
小学生 (3～6年生)	1,431	1,710	83.7%
中学生 (7～9年生)	1,023	1,241	82.4%
教職員	205	280	73.2%
計	2,659	3,232	82.3%

小学生の回答

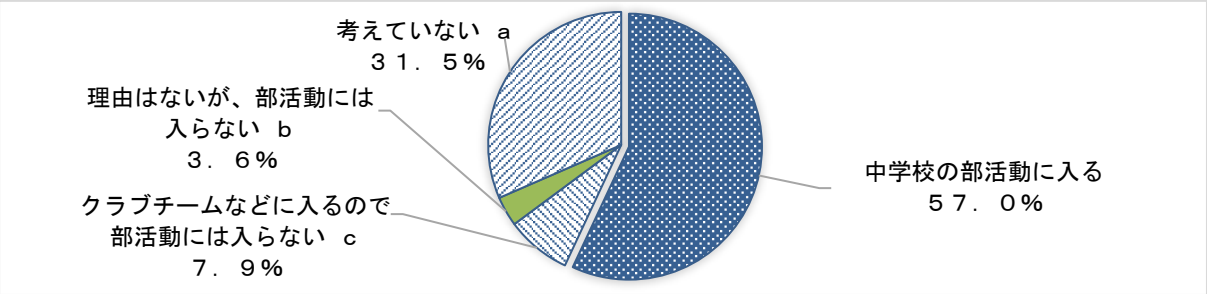
3年生以上の小学生の57.0%が、中学校の部活動への加入を希望している一方、「考えていない」を含め、明確な部活動への加入の意思を持っていない割合は43.0%(a、b、c計)となっています【グラフ1】。

休日については、5、6年生のみの回答ですが、部活動で過ごしたい割合49.2%に対し、50.8%(d、e計)はクラブチームを含め、部活動以外の過ごし方を希望しています【グラフ3】。

<設問ごとの回答>

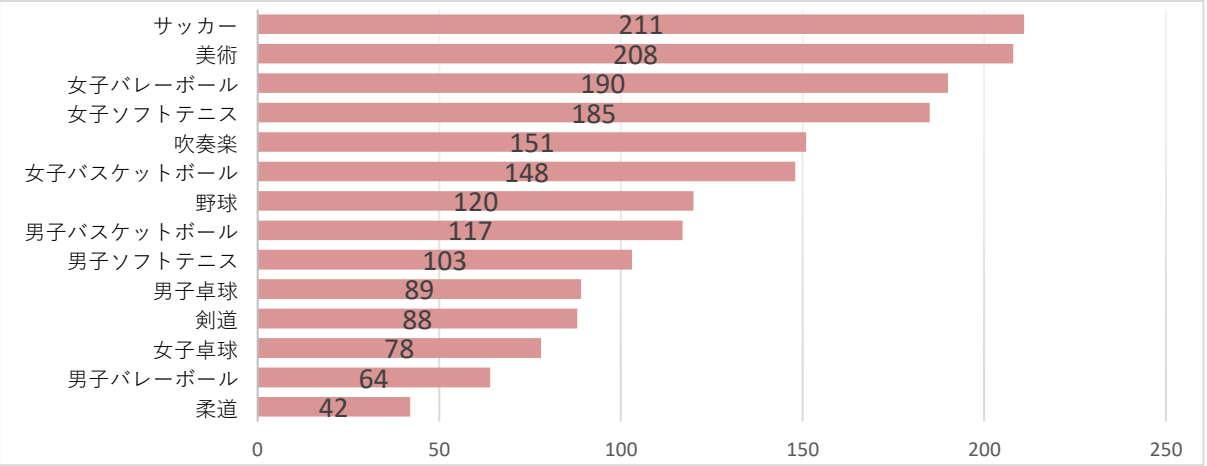
◆中学校の部活動に入ろうと思いますか。

【グラフ1】



◆入りたい部活動を3つまでえらんでください。(進学予定の中学校にない部活動をえらんでもかまいません。)

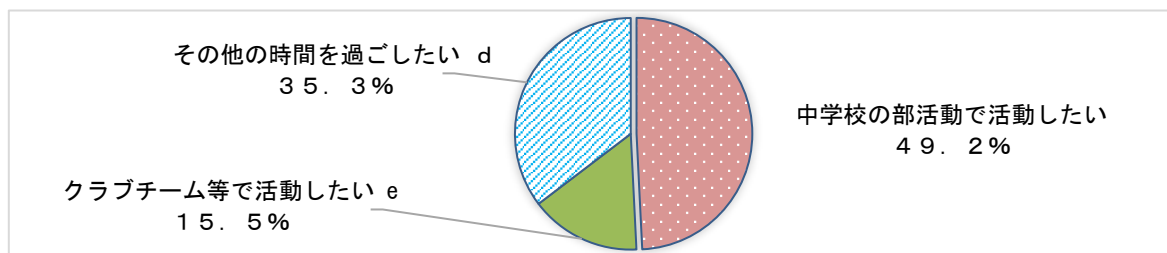
【グラフ2】



◆ 中学校進学後、どのように休日を過ごしたいですか。

※ 5, 6 年生のみの設問

【グラフ 3】



中学生の回答

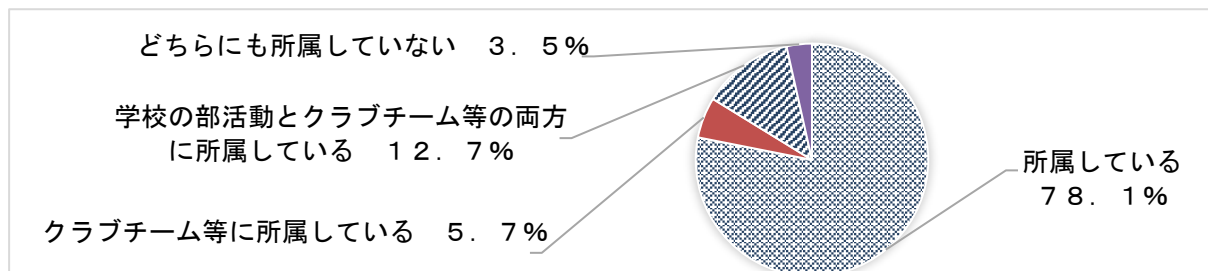
今年度、中学生全体の 90.0%が、また、アンケート回答者の 78.1%が部活動に所属しており【グラフ4】、所属人数は多い順に「吹奏楽」、「バレー」、「ソフトテニス」、「サッカー」と続いています【グラフ5】。一方、「クラブチーム等に所属」又は「部活動とクラブチーム等の両方に所属」している生徒は、部活動、クラブチームともに、「サッカー」、「バスケットボール」、「野球」が多くなっています【グラフ 6、7】。

休日については、学校の部活動に所属している生徒の半数以上、55.4% (f、g 計) は部活動以外の時間を過ごしたいと考えています。クラブチーム等に所属又は両方に所属している生徒は、クラブチーム等の活動を増やしたい割合が一番多くなっています【グラフ 8】。

<設問ごとの回答>

◆ 現在、中学校の部活動に所属していますか。

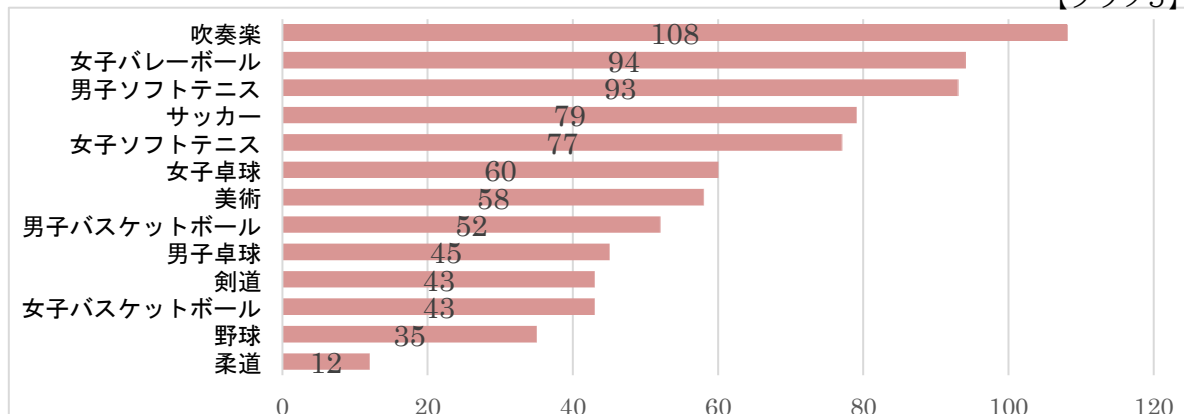
【グラフ 4】



◆ 所属している部活動を次から 1 つ選んでください。

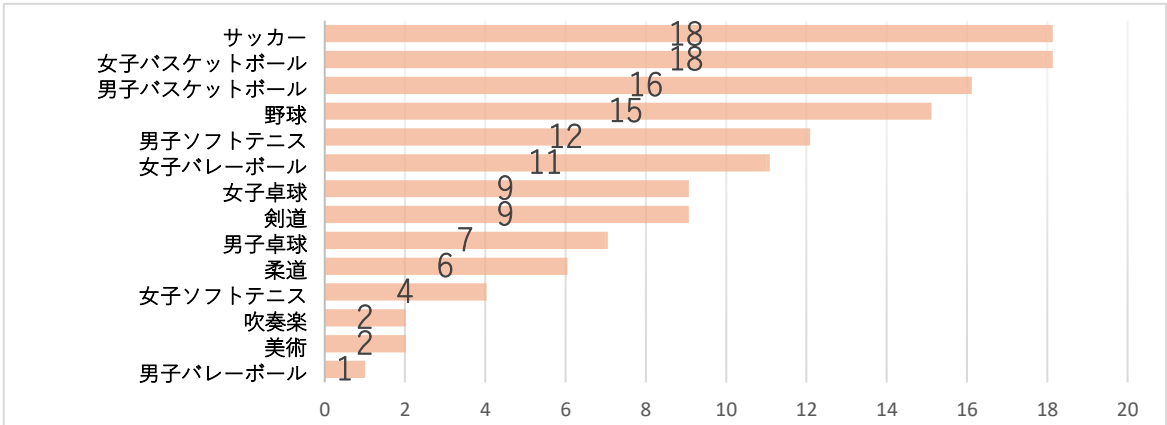
① 「所属している」と回答した生徒が所属する部活動

【グラフ 5】



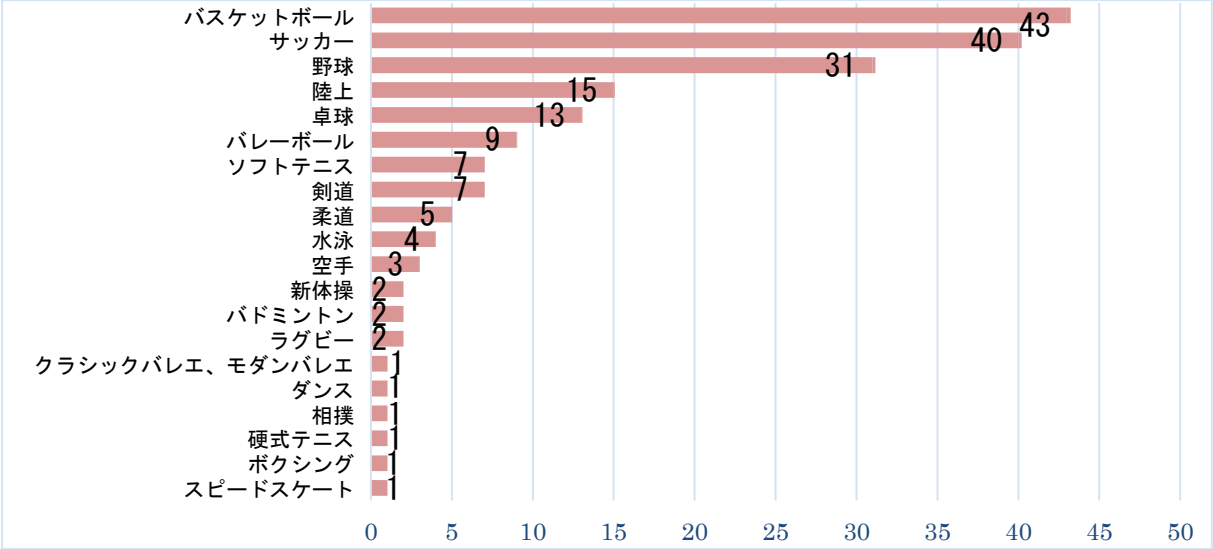
②「学校の部活動とクラブチーム等の両方に所属している」と回答した生徒が所属する部活動

【グラフ6】



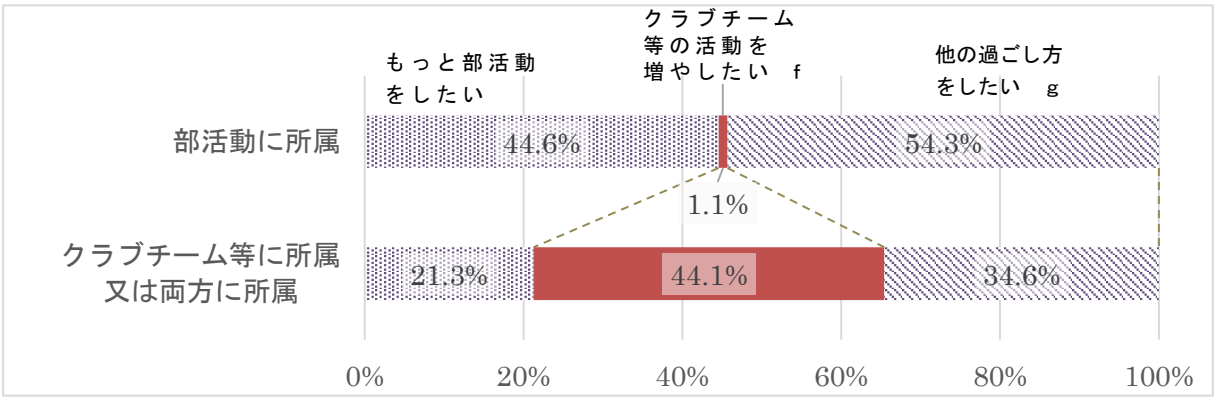
◆所属しているクラブチーム等の活動を選んでください。（「クラブチーム等に所属」及び、「学校の部活動とクラブチーム等の両方に所属」と回答した生徒）

【グラフ7】



◆休日の過ごし方について、自分の考えに一番近いものを選んでください。

【グラフ8】



教職員の回答

教職員が休日の部活動の地域移行に期待していることは、「顧問の人数不足解消」や、「自身の時間の確保」、「自身の心身の負担軽減」が上位となっており、現状では休日の指導での負担が大きいと感じていることが窺えます【グラフ 9】。

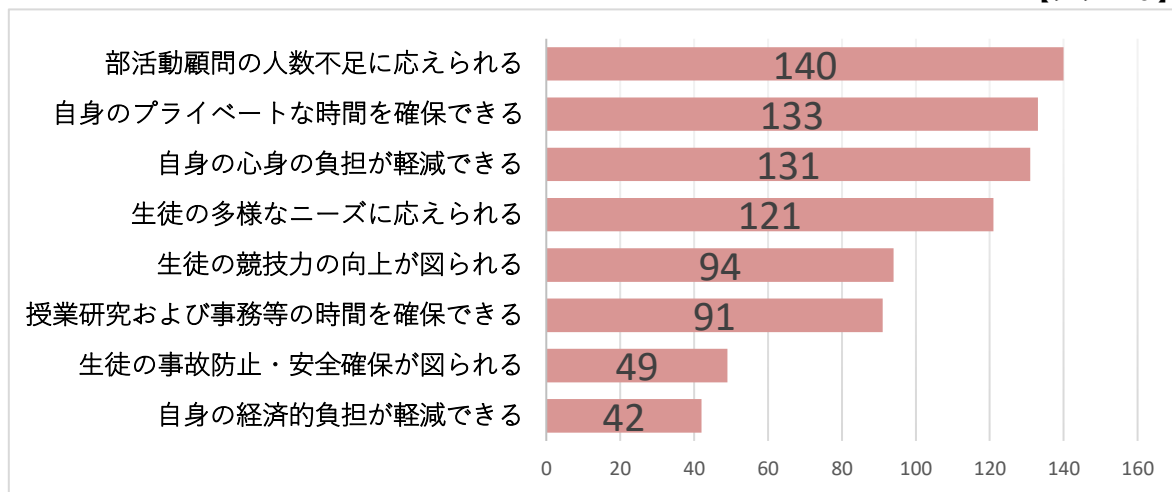
また、地域クラブへ移行後も、「指導したい」割合が7.8%と一定程度の希望があり、また 29.8%は「まだわからない」としており、今後詳細をみて考えるとしています。一方「指導したくない」と明確な意向をもっている割合は62.4%となっています【グラフ 10】。

<設問ごとの回答>

◆休日の部活動の地域移行に期待していることを選択してください。

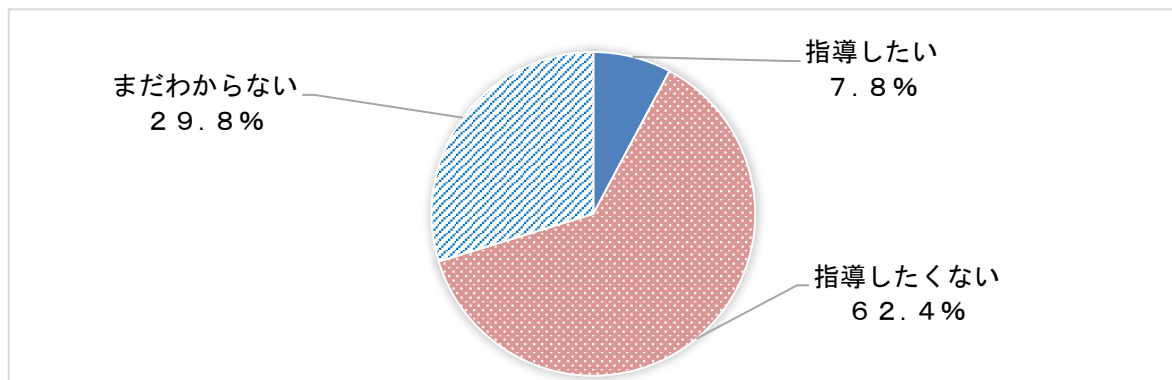
※複数回答可。

【グラフ 9】



◆休日の部活動の地域移行後、地域クラブで指導することについて、どのようにお考えか選択してください。

【グラフ 10】



アンケートの考察

部活動へ入ろうと考えている小学生は約6割ですが、3・4年生も対象となっていることから、まだ部活動についての具体的な考えに至っていない可能性があると考えられます。実際、中学生の部活動加入率は9割となっており、成長する過程で、部活動で活躍する中学生の姿を目にする機会が増えることなどにより、次第に自分も部活動をやってみたいと考え、加入に至ることになるのではないかと考えられます。

部活動への加入が強制ではなく、生徒の意思により選択するなかで高い加入率となっている要因としては、部活動を通しての技術や体力の向上、自身の成長につながることに、また、友人と共有できる体験や思い出の場となることなど、様々であると考えられますが、概ね現時点では、学校生活における部活動の存在は大きく、有益で有意義であると捉えられていることが伺えます。

部活動の地域移行を進めていくうえでは、小学生のアンケートで入りたい部活動において、「サッカー」「美術」「バレーボール」「ソフトテニス」など、ニーズの高い種目については、少なくとも中学生になった時に活動できるような対応が必要であると考えられます。

一方、休日の過ごし方については、部活動以外の選択肢を視野に入れていることが伺えます。小学生(5・6年生のみ)については、休日にも部活動をしたいと考える割合は2割程度減少し、部活動に入っている中学生も、半数以上は部活動以外の過ごし方を望んでいるという結果になっています。

休日については、平日よりも多様な過ごし方になることが想定されると共に、引き続き部活動を希望する中学生が半数程度いることを踏まえ、部活動と同様の活動ができる機会を整備することが重要であると考えられます。

教職員については、現時点で地域移行後も指導したいと希望する割合は低いものの、まだわからないとの回答も多く、地域クラブの種目や環境、条件等が整った段階では希望者が増える可能性もあることから、希望により兼職兼業がしやすい体制や制度を整える必要があると言えます。

3 本市の地域移行について

(1) 基本的な考え方

- これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動に、将来にわたり子どもたちが親しむことができる機会を確保します。
- 本市の地域資源を有効に活用しながら地域クラブ活動の形を確立し、地域が持続的に子どもたちを支えていく環境を実現します。
- 単に学校から部活動を切り離すことなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、環境の整備や機運の醸成を図ります。
- 教職員の意思に基づき、学校部活動や地域クラブ活動を指導できる体制も含めた教職員の働き方改革を推進します。

(2) 取組の方向性

国は、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として位置づけ、休日の部活動から段階的に移行することとしています。

本市においては、既存の活動団体や、新たな団体等の地域資源を活用することとしますが、進め方には2つのパターンが考えられます。

- ①活動団体が、学校と連携し、国・県のガイドラインや本計画、市の部活動の運営方針等に即した形で活動する方法。
- ②独自の規定により現在活動している民間の教室や道場、サークルなどの活動団体に子どもたちが所属・参加する方法。

本市では、①のパターンを地域クラブと位置づけます。

その取組においては、種目等により団体の確保や合意形成、条件整備等ではばつきが想定されることから、準備が整った部活動から、休日の活動の地域移行を進めます。

移行するまでの間、単独ではチームが組めない、部員が足りず部の存続が困難となる部活動は、まずは合同チームなど地域連携を進めます。

その他の部活動については、受け皿となる団体の募集等を継続しながら、段階的に、可能な限り早期の地域移行を目指します。

②のパターンについても、地域移行としての子どもたちの活動の場の一つになるため、地域クラブとともに子どもたちが選択できるよう支援します。

(3) 推進体制

本市の部活動の地域移行を進めるため、令和6年7月に設立した、スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者、市教育委員会等の代表者による「那珂市部活動地域移行推進協議会」を通して関係者の意見を聞きながら必要な制度設計を行っていくこととします。

4 地域クラブの活動指針

(1) 対象者

市内全ての中学生を対象とし、通学する学校を問わず、自分の興味関心に応じて地域クラブを選択して参加することが可能です。学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する移行期間は、どちらにも参加することができます。

地域クラブ活動へ参加するかどうかは、生徒の自由意志によるものであり、市内のみならず、近隣市町村の地域クラブ活動への参加や、近隣市町村や私立等の中学校に通う生徒が市内の地域クラブに参加することも可能とします。

(2) 実施主体

本市における実施主体としては、現在活動しているスポーツ団体や、合唱や音楽など文化団体、公民館で活動する地域団体に加え、民間事業者や保護者などが新たに地域クラブを設立して活動することが想定されます。

<本市で想定される実施主体>

- ・スポーツ関係団体
(スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団、地域スポーツクラブ、競技団体等)
- ・文化芸術関係団体
(文化協会加盟団体、文化活動団体等)
- ・民間事業者
- ・保護者会、同窓会等で設立する団体

(3) 地域クラブの認定

実施主体は既存又は新設を問いませんが、学校との連携が図れていることや指導体制が構築されていること、関係競技団体との連携が図れていること、クラブ規約等により適切な運営が行われていること、国や県、市のガイドラインを遵守することなどを確認し、市教育委員会が「那珂市部活動地域移行推進協議会」に諮ったうえで認定することとします。

また、3年程度の認定期限とし、更新することとします。

<認定の流れ>

- ① 団体の代表者は、地域クラブ認定申請書(様式1)、地域クラブ認定要件確認書(様式2)、規約又は会則及びその他クラブ活動の概要がわかる資料を市教育委員会に提出します。
- ② 市教育委員会は、活動の内容等を審査するため、前項の申請書のほか必要がある場合には他の資料の提出を求めます。
- ③ 市教育委員会は、申請内容等が認定要件を満たしているか確認します。

- ④ 市教育委員会は、「地域クラブ」として認定し、地域クラブ認定通知書（様式3）により申請団体に通知します。

< 認定の要件 >

地域クラブの認定は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 中学生が参加できるクラブであること。
- ② 活動拠点は原則として那珂市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- ③ 営利目的を主とした運営でないこと。
- ④ 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- ⑤ 以下の要件を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 以下に掲げる役員を置くことが記載されていること。ただし、監事が代表、副代表、または会計を兼ねることはできないものとする。
(ア) 代表 (イ) 副代表 (ウ) 会計 (エ) 監事
 - オ 総会について記載されていること。
- ⑥ 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- ⑦ 県や市、スポーツ団体等が主催する指導者研修を受講するなど、専門性や指導力の向上に努めている役員または指導者が運営に携わること。
- ⑧ 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- ⑨ 過度の活動は、スポーツ外傷・障害やバーンアウト及び精神的不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ⑩ 「那珂市部活動の運営方針」に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。
- ⑪ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- ⑫ 指導者や参加生徒等の、活動中の怪我、事故、損害賠償等に備えスポーツ安全保険や任意の保険に加入させていること。

(4) 指導者

○指導者の確保・育成

市及び地域クラブ等においては、県の地域クラブ活動人材バンクの活用や地域のスポーツ・文化芸術団体等への働きかけなどで、指導技術だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮、人間関係の構築に資することができる指導者の確保に努めます。

地域クラブは、勝利至上主義とならないよう、参加する生徒の心身の健康管理や事故防止、安全管理の徹底に努めます。

また、市では生徒の多様なニーズや健全育成に応えられる指導者の養成や、行き過ぎた指導やハラスメントの根絶など資質向上に向けた取組を進めます。

○教職員の兼職兼業

地域クラブ活動での指導を希望する教職員は、教育長へ申請し兼職兼業が認められる場合には報酬を受けて従事することが可能です。

本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響や健康への配慮など、学校運営に支障がないよう確認することも含め、兼職兼業の適切な運用に向け制度設計を進めます。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブは、「那珂市部活動の運営方針」に準じた活動日数及び活動時間を設定します。

(6) 活動場所

活動場所については、学校や社会教育施設が想定されます。地域クラブが優先的に利用できるような配慮や管理方法などの制度設計に努めます。

(7) 用具・備品等

活動に用いる用具や備品等は、原則として参加者自身が用意しますが、参加者が学校備品を利用して地域クラブでの使用を希望する場合は、学校長が利用の許可を判断するものとします。利用を許可する場合には、あらかじめ参加者と学校の双方で備品等の状態や保管状況、破損時の責任の所在等を明確にしておくこととします。

(8) 活動時の健康管理等

○活動前の確認

- ・活動を開始する前に、健康観察を行い、健康状態を把握します。
- ・活動施設、用具等について、安全を確認します。
- ・けがや事故等の際に、迅速かつ適切に対応できるように、医療機関や緊急連絡先の確認等の安全管理体制を構築します。

○活動中の留意事項

- ・個人差、能力差に配慮した練習計画を作成し、過度な活動にならないように努めます。
- ・適切な練習時間と休憩時間を設定します。
- ・熱中症防止のため、高温・多湿時は暑さ指数(WBGT)等の数値を基に、定期的な休憩や、塩分、水分補給を行います。

(9) 保護者負担

地域クラブは、将来にわたり自立的な運営ができるよう、参加者の会費が発生します。会費は可能な限り参加しやすい金額となるよう努めることとします。

また、市は経済的理由により、生徒が地域クラブへの参加をあきらめることがないように、就学援助対象世帯への支援を検討します。

(10) 保険の加入

地域クラブ活動は、学校の管理運営下での活動ではないため災害共済給付制度の対象ではありません。そのため、活動中の怪我、事故、損害賠償等に備え別途スポーツ安全保険など、任意の保険への加入が必要となります。

(11) 大会・コンクール等への参加

部活動が地域クラブ活動へ移行することに伴い、日本中学校体育連盟では、令和5年度から全国中学校体育大会への地域スポーツ団体(クラブ)の参加を全競技で認めたため、地域クラブの参加が可能となりました。それを受け、県や地域の中学校体育連盟でも同様な措置がとられています。なお、地域クラブが参加登録をする際に必要となる「市町村地域クラブ承認書」については、市教育委員会が認定した地域クラブについて承認することとします。

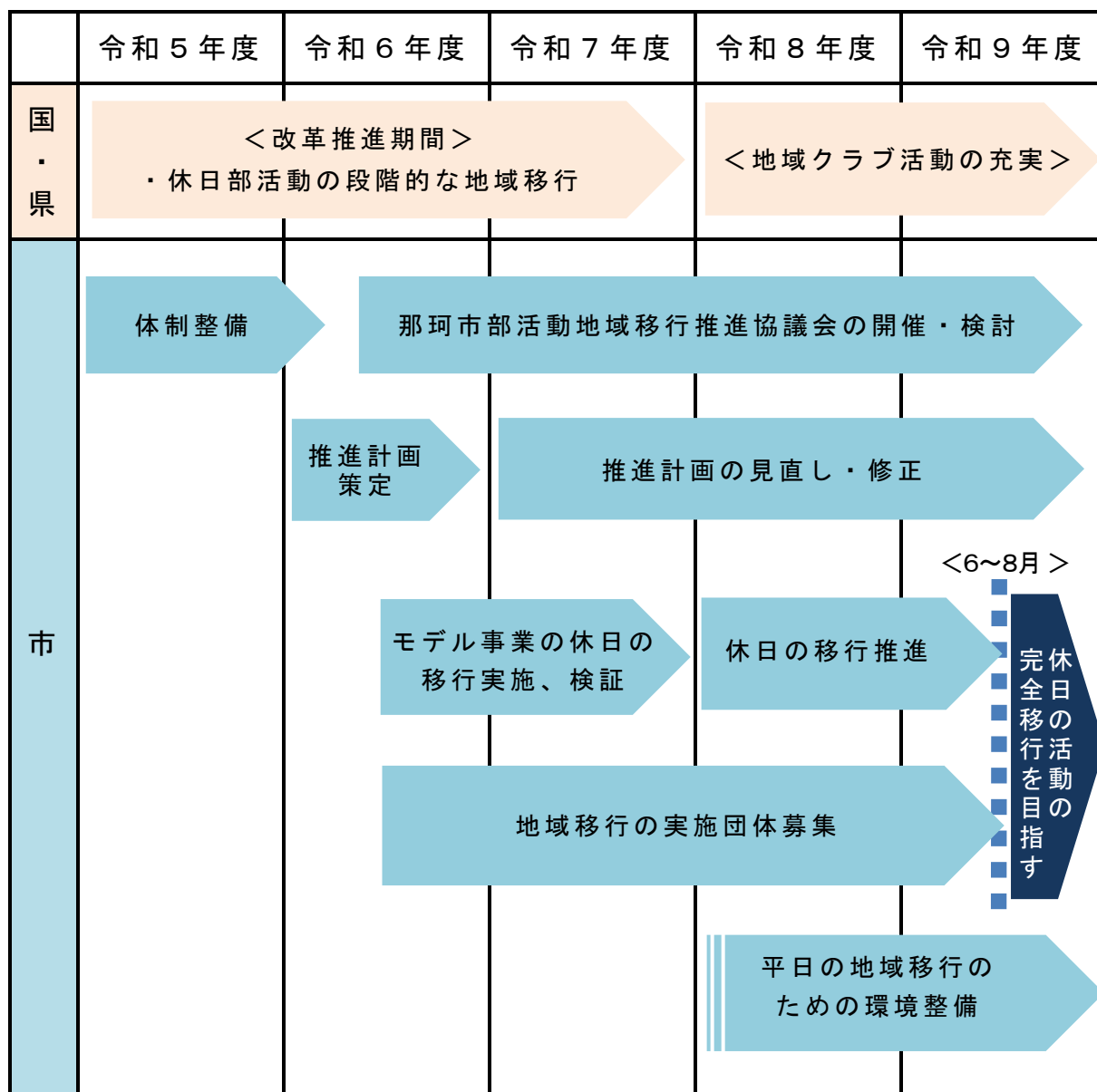
全日本吹奏楽連盟でも、制度が変更され「地域バンド」として、コンクールなどの全国大会に参加できるようになっています。

部活動と地域クラブが共に参加が認められる場合、両方に所属する生徒がどちらの団体で参加するかについては、生徒の主体的な選択によるものとします。

また、地域クラブは、大会への参加回数について、生徒の心身の負担を考慮し、適正な回数となるよう精選するよう努めることとします。

5 移行スケジュール

令和6年度の国補助を受けたモデル部活動による実証事業を通して、成果や課題など検証を行い、令和7年度以降休日の活動の地域移行につなげます。その他の部活動については、モデル部活動の取組状況を参考に準備を進めますが、移行時期は一律に適用することなく、弾力的に取り組み、令和9年度に休日の活動の完全地域移行を目指すこととします。



◆年度ごとの取組

令和5年度

- 地域移行に向け検討委員会を組織し方針の検討
- 受け皿となる団体等の情報提供・収集
- 学校で、単独での活動が難しい部については合同部活動の検討・実施

令和6～7年度

- 地域移行に向け、市部活動地域移行推進協議会を組織し推進
- 推進計画(本計画)の策定、必要に応じた見直し
- 受け皿となる団体等の情報提供と募集
- 地域クラブを設立する場合の助言等の支援。
- 学校で、単独での活動が難しい部活動については合同部活動の検討・実施
- 実証事業(モデル事業)の実施
- 実証事業(モデル事業)の検証・課題整理
- 環境や条件が整った部活動については、休日の地域移行を開始

令和8年度

- 推進計画(本計画)について、必要に応じ見直し・修正
- 受け皿となる団体等の情報提供と募集
- 地域クラブを設立する場合の助言等の支援
- 学校で、単独での活動が難しい部については合同部活動の実施
- 環境や条件が整った部活動については、休日の地域移行を開始
- 令和9年度に向け、休日の完全地域移行の環境整備
- 平日の地域移行について、休日の取組状況を検証しながら準備

令和9年度～

- 推進計画(本計画)について、必要に応じ見直し・修正
- 7・8年生の新体制となる時期(6～8月)を目途に、休日の完全地域移行を目指す
- 地域クラブを設立する場合の助言等の支援
- 平日の地域移行について、休日の取組状況を検証しながら準備

■資料編

令和6年度那珂市部活動地域移行アンケート調査結果

1 調査目的

中学校の部活動について、生徒数の減少、多様化する生徒のニーズ、教職員の校務の負担軽減等、多くの課題が指摘されている。このような課題に対応するため、那珂市においても、部活動の地域移行を進める上での参考とするため、児童生徒と教職員を対象とするアンケート調査を実施する。

2 調査主体 那珂市教育委員会

3 調査方法 WEB 調査（Google Forms）

4 調査対象

- 小学生：iPad からの回答（学級担任の補助有り）
- 中学生：iPad からの回答
- 教職員：校務用パソコン、スマートフォン等からの回答

5 調査期間 令和6年5月7日（火）～5月13日（月） 7日間

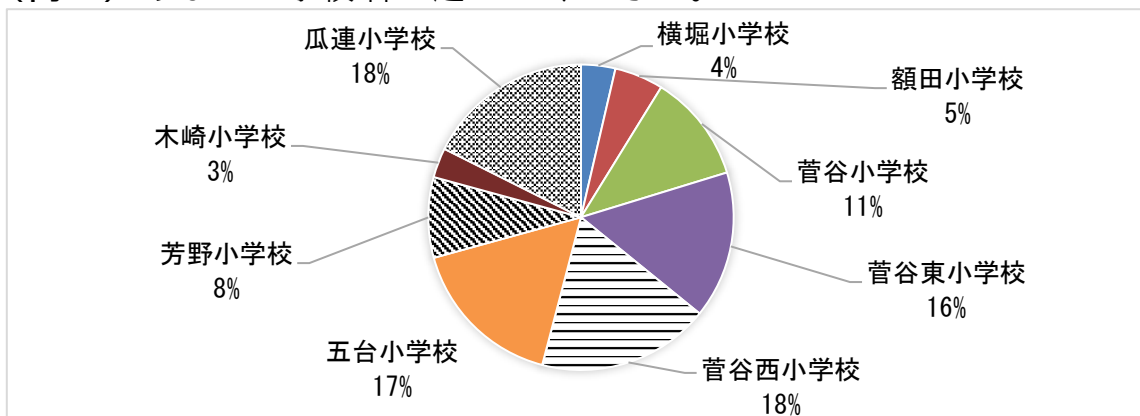
6 調査結果及び回答状況

対 象	回答数(人)	対象人数(人)	回収率
小学生（3～6年生）	1,431	1,710	83.7%
中学生（7～9年生）	1,023	1,241	82.4%
教職員	205	280	73.2%
計	2,659	3,232	82.3%

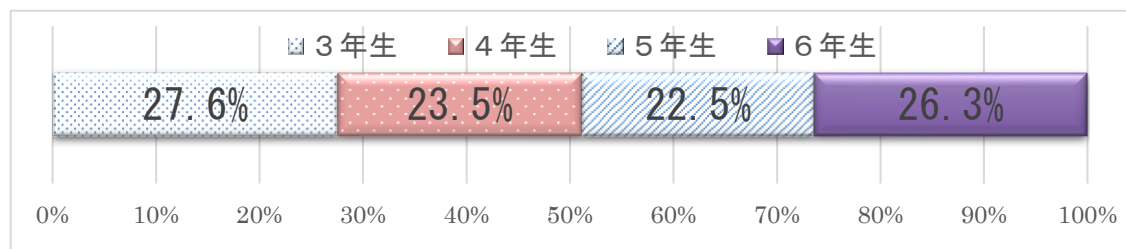
7 設問及び回答

<小学校>

(問1) あなたの学校名を選んでください。

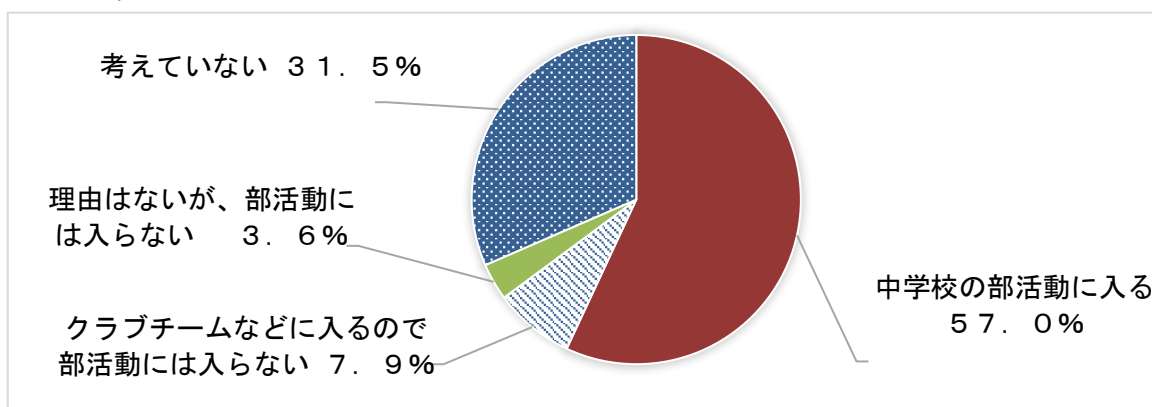


(問2) あなたの学年を選んでください。



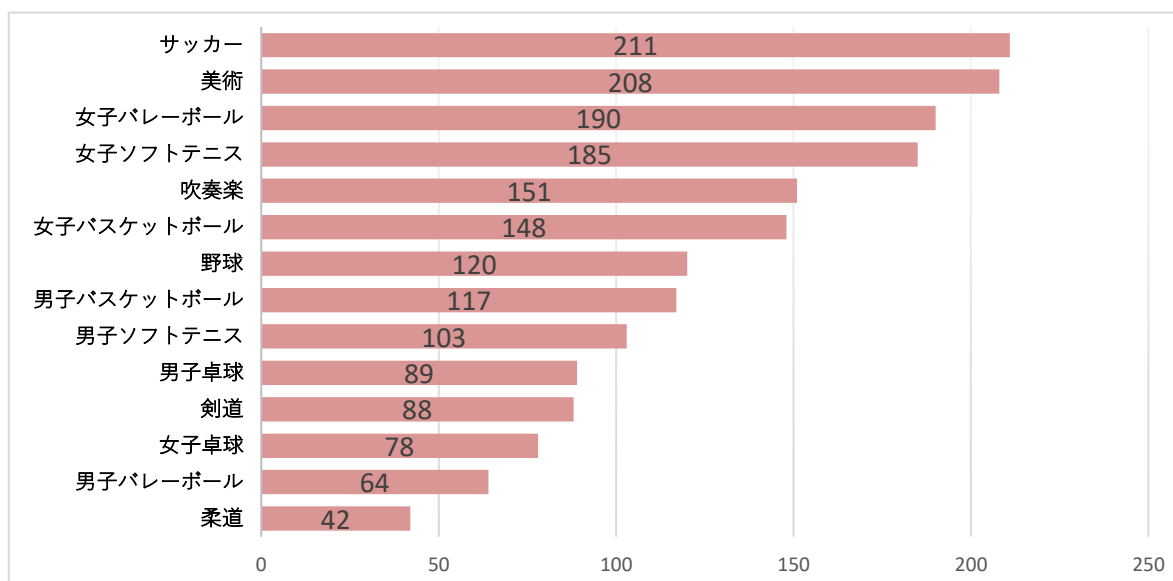
(問3) あなたは、中学校の部活動（運動部・文化部）に入ろうと思いますか。次の番号から1つを選んでください。

- 1 中学校の部活動に入る
- 2 クラブチーム等に入るので部活動には入らない。
- 3 特に理由はないが部活動には入らない。
- 4 考えていない



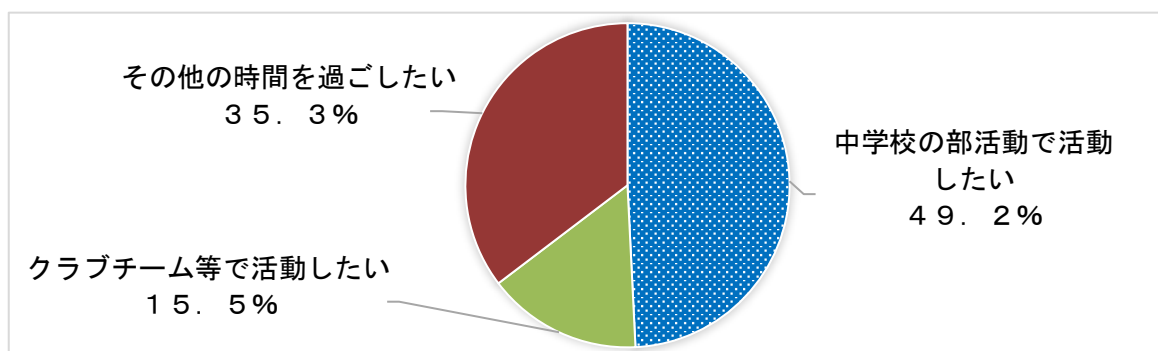
(問4) (問3) で、「1 中学校の部活動に入る」を選んだ人は、入ろうとする部活動を次から3つまで選んでください。(進学予定の中学校にない部活動を選んでもかまいません。)

野球、サッカー、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子卓球、女子卓球、柔道、剣道、吹奏楽、美術、その他



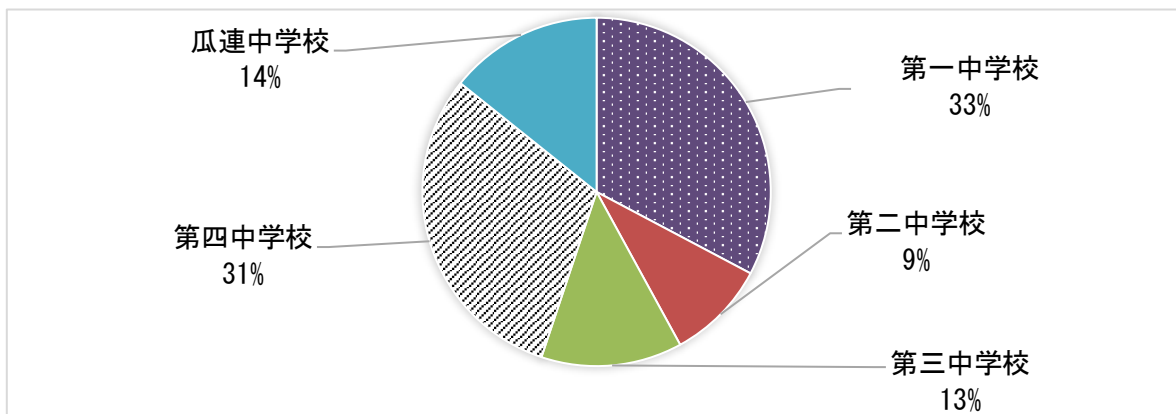
(問5) あなたは中学校進学後、どのように休日を過ごしたいですか。
※5、6年生のみ答えてください。

- 1 中学校の部活動で活動したい。
- 2 クラブチーム等で活動したい。
- 3 1、2以外の時間を過ごしたい。

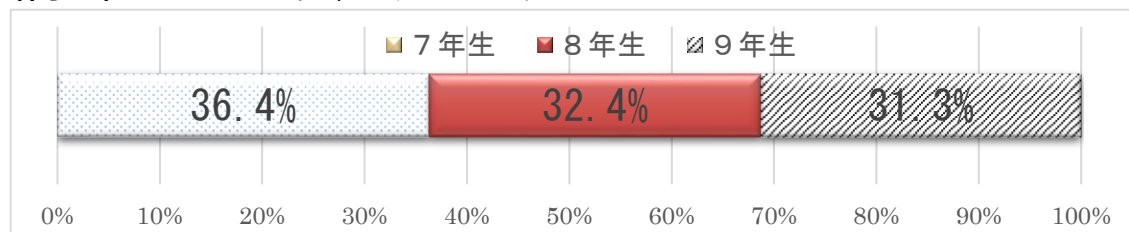


< 中学校 >

(問 1) あなたの学校名を選んでください。

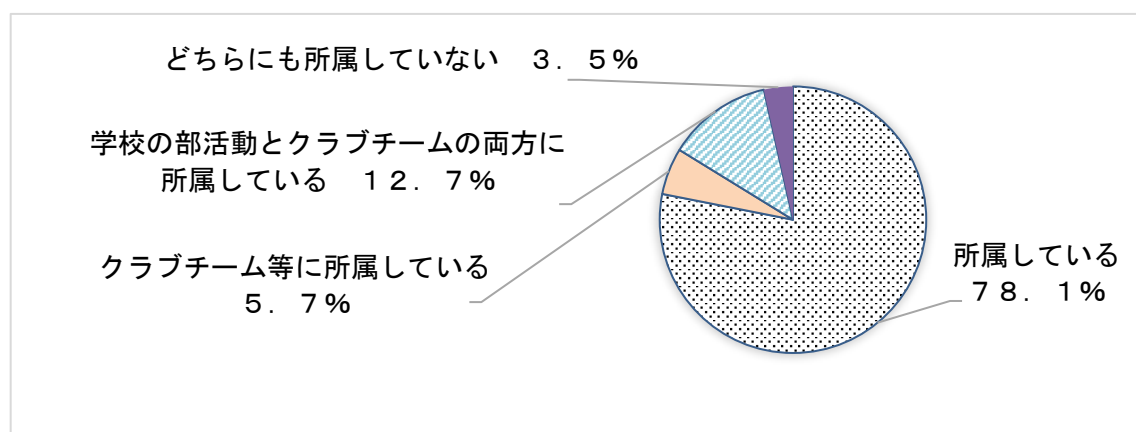


(問 2) あなたの学年を選んでください



(問 3) あなたは現在、中学校の部活動に所属していますか。

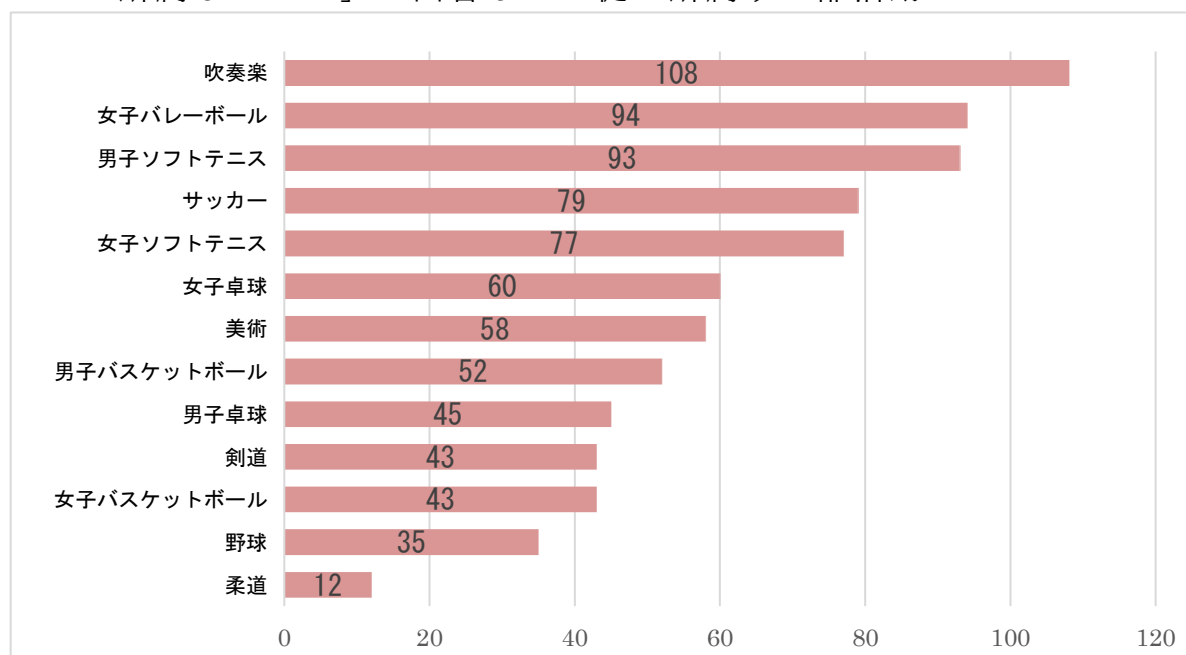
- 1 所属している
- 2 クラブチーム等に所属している。
- 3 学校の部活動とクラブチーム等の両方に所属している。
- 4 どちらにも所属していない。



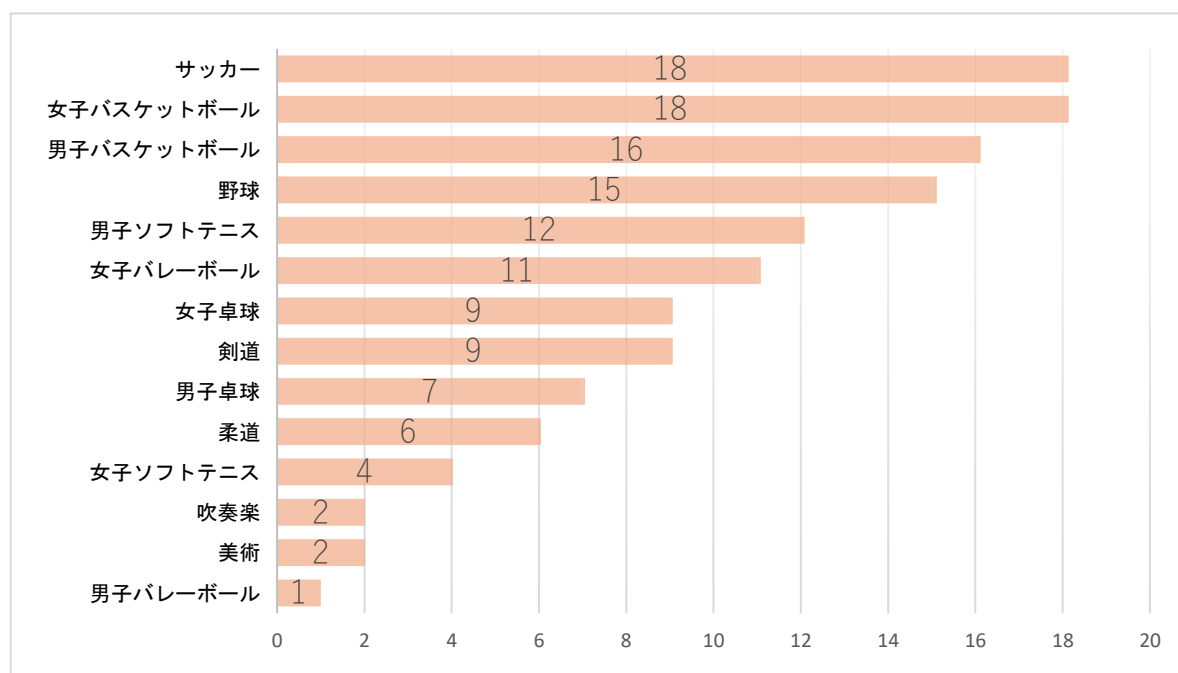
(問 4) (問 3) で、「1 所属している」または「3 両方に所属している」を選んだ人は、所属している部活動を次から 1 つ選んでください。

野球、サッカー、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子卓球、女子卓球、柔道、剣道、吹奏楽、美術

「1 所属している」と回答した生徒が所属する部活動



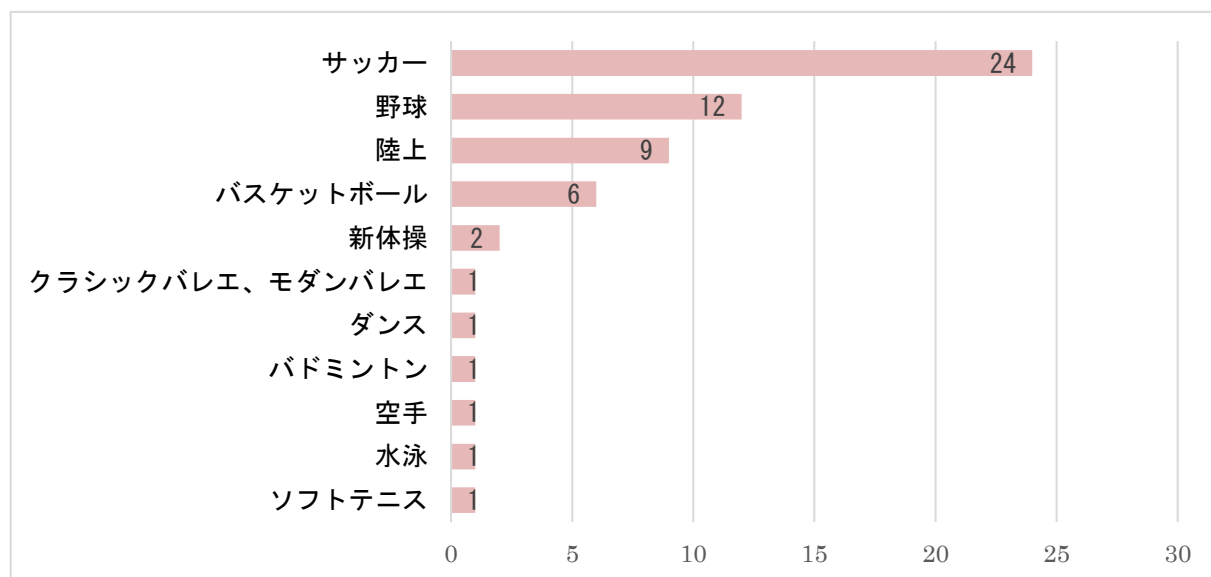
「3 学校の部活動とクラブチームの両方に所属している」と回答した生徒が所属する部活動



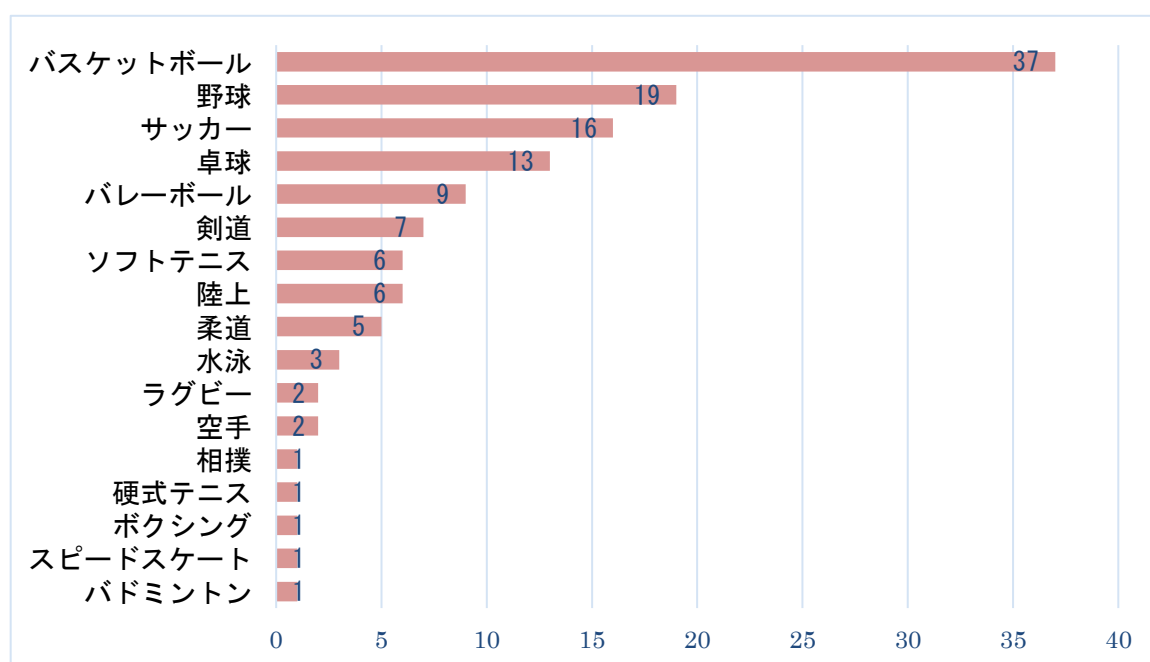
(問5) (問3) で、「2 クラブチーム等」または「3 両方に所属している」を選んだ人は、所属しているクラブチーム等の活動を選んでください。

野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール卓球、柔道、剣道、その他（ ）

「2 クラブチーム等」と回答した生徒が所属するクラブチーム



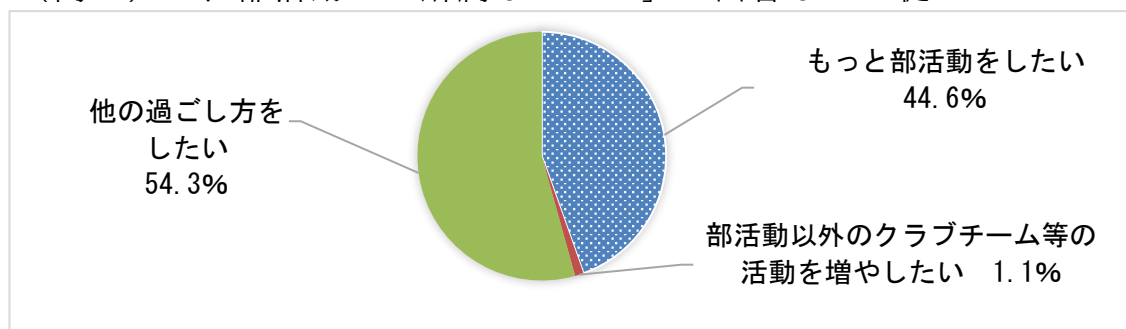
「3 両方に所属している」と回答した生徒が所属するクラブチーム



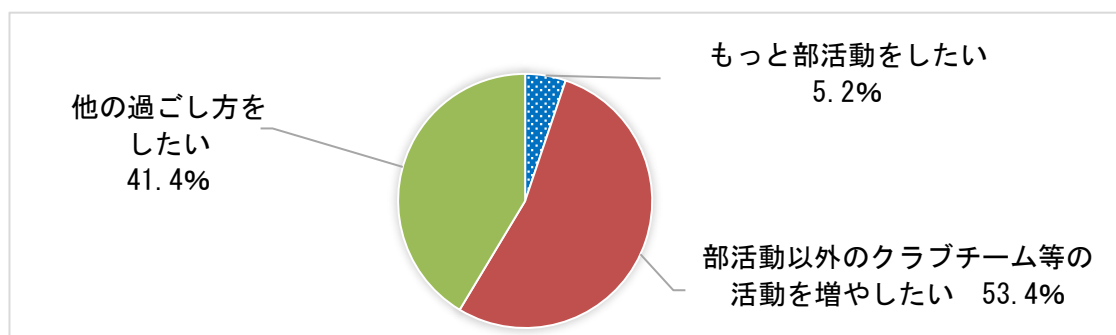
(問6) 休日の過ごし方について、自分の考えに一番近いものを選んでください。

- 1 もっと部活動をしたい。
- 2 部活動以外のクラブチーム等の活動を増やしたい。
- 3 1、2以外の過ごし方をしたい。

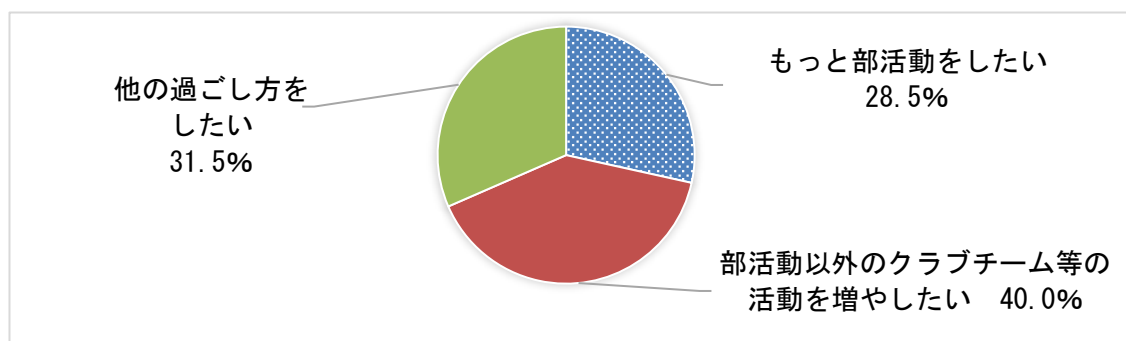
（問３）で、部活動に「所属している」と回答した生徒



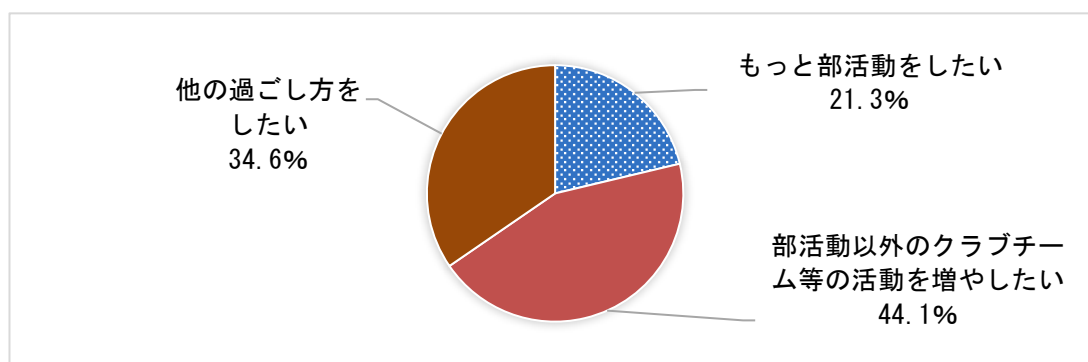
（問３）で、「クラブチーム等に所属している」と回答した生徒



（問３）で、「学校の部活動とクラブチーム等の両方に所属している」と回答した生徒

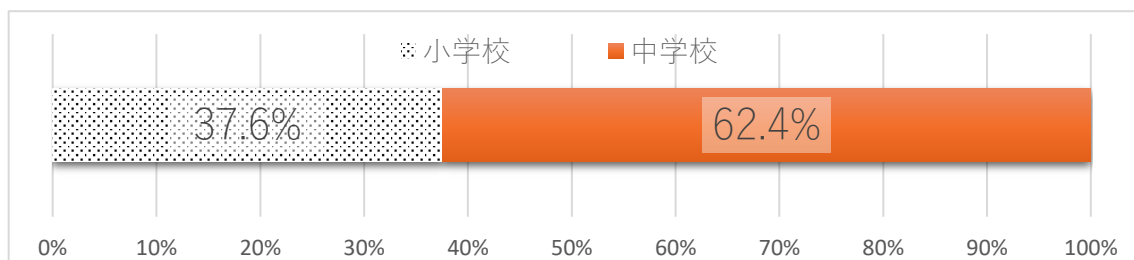


（問３）で、「クラブチーム等に所属」及び、「学校の部活動とクラブチームの両方に所属」と回答した生徒

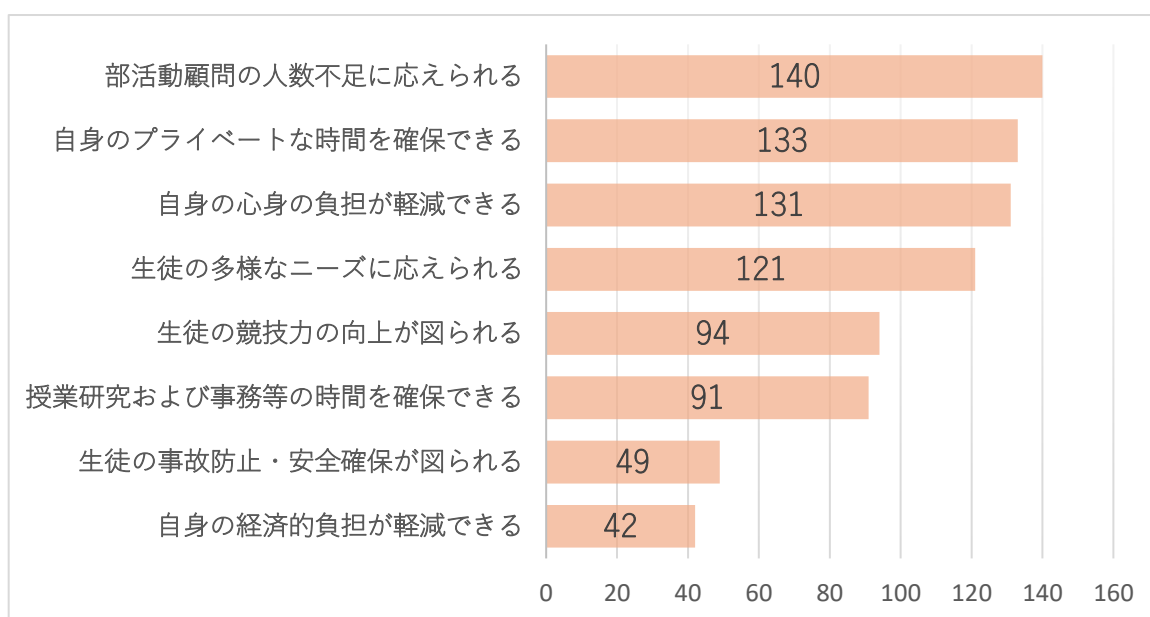


<教職員>

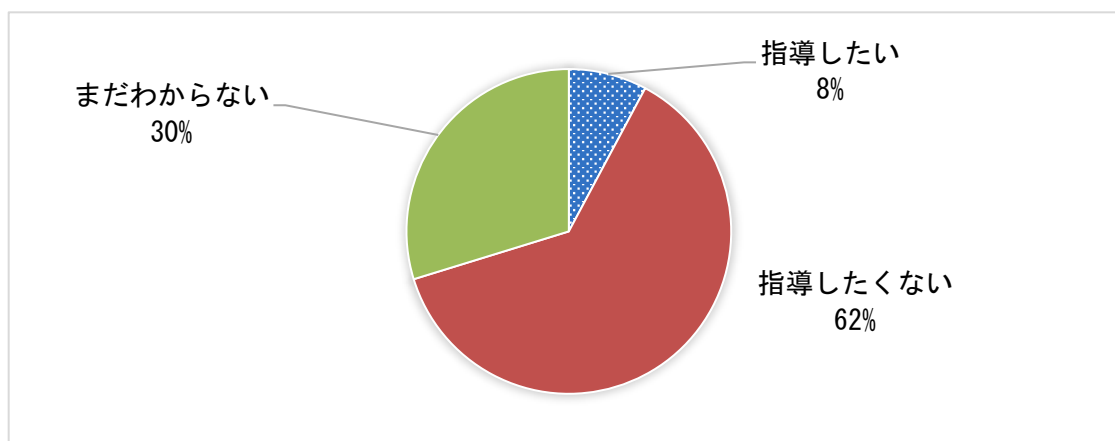
(問1) あなたの所属する学校の校種を選択してください



(問2) あなたが休日の部活動の地域移行に期待していることを選択してください。※ 複数回答可

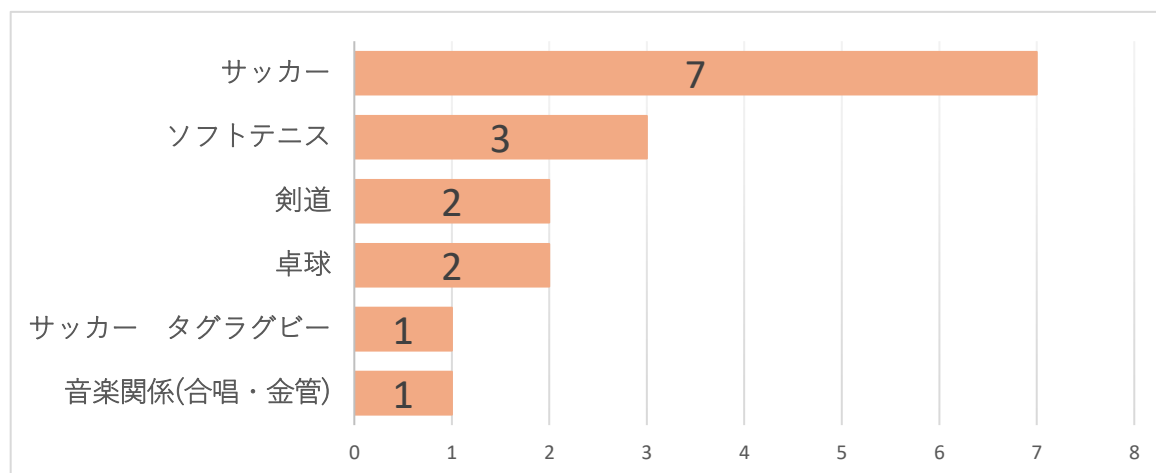


(問3) あなたは、休日の部活動の地域移行後、地域クラブで指導することについて、どのようにお考えか選択してください。



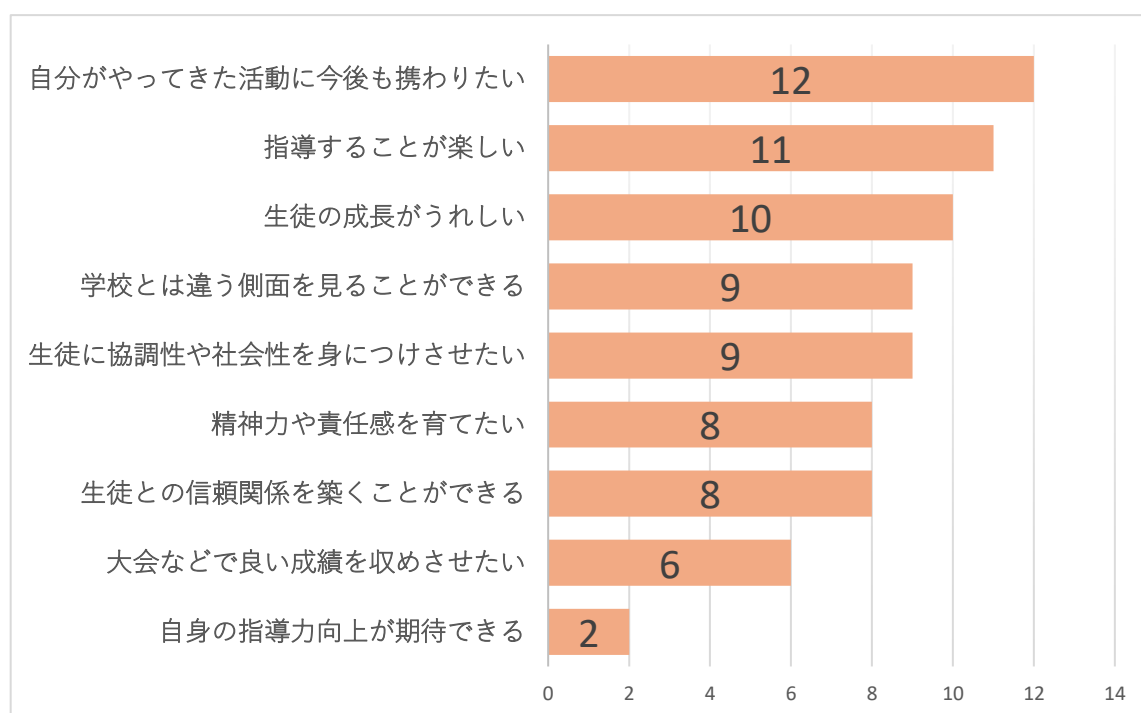
(問4) 指導したい種目をご記入ください。(複数回答・現在的那珂市の部活動にないものも可)

※(問3)で「指導したい」と回答した教職員のみ回答



(問5) 指導を希望する理由を選択してください。(複数回答可)

※(問3)で「指導したい」と回答した教職員のみ回答



那珂市部活動の運営方針（令和6年3月改訂版）

「那珂市部活動の運営方針」改訂の趣旨

○ 本市における部活動は、令和3年1月に改訂した、「那珂市部活動運営方針」（以下、市運営方針という。）により、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち運営してきたところです。

部活動の取り組み方については、全国的に議論がされており、茨城県では、令和4年5月に茨城県有識者会議で取りまとめた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言 ～地域移行を目指して～」を踏まえ、令和4年12月に「茨城県部活動の運営方針」（改訂版）を策定しました。本市においても、県運営方針に則り市運営方針を改訂し、学校部活動が適正に運営され、効率的・効果的に行うことを目指します。

■ 本方針は、次の4つの柱をねらいとして策定する。

- 1 適切な休養を確保するための活動時間・管理の徹底
 - （1）適切な休養日等の設定
 - （2）学校単位で参加する大会等の見直し
- 2 適切な運営のための体制整備
 - （1）望ましい運営体制の構築
 - （2）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - （3）方針・計画・実績の公表と検証
- 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備
 - （1）スポーツ・文化芸術環境の整備
 - （2）地域移行の推進等
- 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築
 - （1）複数顧問制の推進等
 - （2）部活動外部指導者の活用

○ 校長は、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに県運営方針、市運営方針に則り、「学校の部活動に係る運営方針」を改訂し、令和5年4月1日から運用を開始する。

○ 市教育委員会は、市運営方針に基づく中学校の部活動に関する取組状況について、適切にフォローアップを行う。

■ 1 適切な休養を確保するための活動時間・管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

※活動計画を作成し、実践すること。

ア 活動時間の上限の遵守

- 1日当たり・1週間当たりの上限（練習試合や大会等の当日を除く。）

1日当たり		1週間計
平日	休日	
2時間	3時間	11時間

- 校長及び部顧問は、上限の範囲内で可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。

- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。

また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

- 長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定すること。

イ 朝の活動の原則禁止

- 朝の活動は行わない。

- ただし、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要がある場合（陸上、駅伝）には、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。

ウ 休養日の設定

- 週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基本とする。

平日	休日（土・日）	週計
1日以上	1日以上	2日以上

- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。

ただし、総合体育大会、新人体育大会において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（２） 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会参加数の精選

◇学校は、各部が参加する大会・試合・コンクール・地域からの要請により参加する地域行事や催し等を把握し、生徒や顧問の負担が過度とならないよう考慮して、参加する大会・試合・コンクール等を精査する必要がある。

- 校長及び部顧問は、大会参加数について精選し、総合体育大会、新人体育大会を含め、1か月当たり1大会等を目安とする。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について確認し、活動計画を学校ホームページ上に公表する。
- 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

■ 2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案、運営、検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- PTA会費等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、充当について、全保護者に対し丁寧に説明し理解を求める。
- 地域移行期においては、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部顧問対象研修の設定

- 教育委員会、学校及び各種団体等においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。
- 校長は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト(燃え尽き症候群)することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。

特に熱中症警戒アラート発令日や暑さ指数(WBGT)が31以上の場合は、屋内外の活動を原則として行わない。

- 中体連等や教育委員会及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合、日ごろの練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。

やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行う。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 市教育委員会は、国の部活動ガイドライン、県運営方針に則り、市運営方針を策定する。
- 校長は、国の部活動ガイドライン、県運営方針及び市運営方針に則り、毎年度、学校運営方針を策定する。
- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

- 校長は、学校運営方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。
- 市教育委員会は、学校の活動計画・活動実績の作成・公表に資するため、様式の作成等により校長及び部顧問を支援する。

■ 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) スポーツ・文化芸術環境の整備

ア 誰もが参加できる活動の工夫

- 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進等

ア 段階的な地域移行

- 「部活動地域移行検討委員会（仮称）」を設置し、各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、地域移行に向けて検討を進めていく。

イ 部活動時間の縮減等

- 市教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。併せて、既存の部活動以外に地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。
- 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

■4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動外部指導者等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導を推進する。

(2) 部活動外部指導者の活用

- 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動外部指導者の活用に努める。

また、委嘱に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことを遵守できる者を選任する。

《参考》複数顧問制の活用事例

1日ごとに交代	月	火	水	木	金	土	日
	休	教員A	教員B	教員A	教員B	教員A	休
平日前後半で交代	平日		前半		後半		
			教員A		教員B		

※校長及び部顧問は、■ 1－(1)「適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。

参考通知等

- 1 スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について
(平成29年12月:日本体育協会)
- 2 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月:スポーツ庁)
- 3 運動部活動に参加する条件 (平成30年全国体力・運動能力・運動習慣等調査)
- 4 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (令和2年9月:スポーツ庁)
- 5 「地域部活動移行に向けての手引き」の活用について(令和3年11月:県保健体育課)
- 6 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言 ～地域移行を目指して～
(令和4年5月:県保健体育課・茨城県有識者会議)
- 7 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要
(令和4年6月:スポーツ庁検討会議)
- 8 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要
(令和4年8月:文化庁検討会議)
- 9 令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事集について (令和4年11月:スポーツ庁・文化庁)
- 10 令和5年度茨城県中学校体育大会(総体・新人)における地域スポーツ団体等の大会参加について (令和4年12月:保健体育課)
- 11 茨城県部活動の運営方針の改訂について(令和4年12月:保健体育課)
(参考)・部活動活動計画ホームページ公開マニュアル(各種様式)
・部活動運営チェックリスト
・茨城県部活動の運営方針(改訂版)Q&A
- 12 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(令和5年1月:保健体育課・義務教育課)

参 考

部活動運営チェックリスト

部活動名：

確 認 内 容	チェック
■部活動の方針の策定	
・「部活動に係る活動方針」を策定している。	
・「部活動に係る活動方針」を公表している。	
・「部活動に係る活動方針」を保護者へ説明している。	
■指導・運営に係る体制	
・管理職は、生徒や教員の人数を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう、適正な部活動数としている。	
・部活動指導員等を任用している場合、定期的に研修を実施している。	
・年間の活動計画を作成し、管理職に提出している。	
・毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出している。	
・管理職は、活動計画及び活動実績を確認し、指導・是正を行っている。	
・活動計画及び活動実績をホームページ等で公表している。	
・年間を通して、参加する大会を精査している。	
■生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
・生徒の多様なニーズに応じた、季節ごとのスポーツ活動や、レクリエーション志向の活動を行うことができる部活動を設置している。	
■適切な指導	
・顧問は、「望ましい運動部活動の在り方(四訂版)」(保健体育課：平成31年 3月)に則った指導を実施している。	
・顧問は、肉体的、精神的な負荷のかかる厳しい指導と体罰等の許されない指導を区別している。	
・顧問は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果的な指導を行っている。	
■適切な休養日の設定	
・週当たり2日以上休養日を設けている。(平日1日、土日のうち1日)	
・土日に大会に参加した場合は、休養日を他の休日に振り替えている。	
・長期休業中は、ある程度長期の休養期間(1週間程度以上)を設けている。	
・活動時間は、平日2時間、土日祝日は3時間を上限としている。	
■危機管理体制の確立	
・部活動の危機管理マニュアルを作成し、定期的に見直しをしている。	
・練習環境におけるリスクの確認はできている。	
・教職員がAEDをすぐに使えるように研修している。	
・熱中症、アナフィラキシーショック等について理解し、適切な対応ができるよう研修している。	